



2022年3月2日

各 位

会社名 株式会社 船 場
代表者名 代表取締役社長 八 嶋 大 輔
(コード番号：6540 東証第一部)
問合せ先 執行役員
経営企画・財務経理・PR担当 秋 山 弘 明
(TEL. 03-6865-8195)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月2日開催の取締役会において、2022年3月24日開催の当社第61回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更 提案の理由

- (1) 当社は、中期経営計画を踏まえ、子会社を含めた当社グループの今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 2021年6月16日付けで「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、物理的な会場を設けず取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会(以下「バーチャルオンリー株主総会」という。)の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、変更案定款第11条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な株主様の出席を可能とし、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害時のリスク低減や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様利益に資するものと考えております。なお、バーチャルオンリー株主総会開催のための省令要件に該当することについて、2022年1月31日付けで経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- (3) 2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総則	第一章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むこと、 <u>並びに次の事業を含む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u>
(1) <u>商業施設及びインテリアの企画、設計、監理並びに施工</u> (新設) (新設) (新設)	(1) <u>商業施設の企画、設計、監理及び施工</u> (2) <u>オフィス・事業用施設、教育・文化施設、医療・福祉関連施設等の企画、設計、監理及び施工</u> (3) <u>都市開発・地域開発に関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング業務</u> (4) <u>前各号に係るインテリアの企画、設計、監理及び施工</u> (5) (現行どおり)
(2) (条文省略)	(6) 施設の管理、運営及び販売促進
(3) <u>商業施設の管理、運営及び販売促進</u>	(7) <u>什器、備品及び家具の設計、製作及び販売</u>
(4) <u>陳列用品の設計、製作及び販売</u> (新設) (新設)	(8) <u>内装材の企画、開発、仕入及び販売</u> (9) <u>内装に関する設備・製品・部品の企画、開発、仕入及び販売</u>
(5) <u>一般建築業</u>	(10) <u>建築一式工事、内装仕上工事及びその他建設に係る工事の請負、設計、監理及び施工</u>
(6) (条文省略) (新設)	(11) (現行どおり)
(7)～(9) (条文省略)	(12) <u>産業財産権の取得、売買、賃貸借及び管理運営</u>
(10) <u>映像ソフトの企画、設計、制作及び販売</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(13)～(15) (現行どおり)
(11) (条文省略)	(16) <u>デジタルコンテンツの企画、開発、制作及び配信並びに関連ソフトウェアの製造、販売、リース及び運営</u>
第3条～第5条 (条文省略)	(17) <u>インターネットを利用した情報提供サービス</u>
第二章 株式	(18) <u>古物の売買及びその受託業務</u>
第6条～第10条 (条文省略)	(19) <u>産業廃棄物の収集・運搬及び処分並びに再生</u>
第三章 株主総会	(20) <u>貿易業、売買業、売買の代理業</u>
第11条 (招集) (条文省略) (新設)	(21) <u>前各号に関する各種サービスの提供事業</u> (22) (現行どおり)
	第3条～第5条 (現行どおり)
	第二章 株式
	第6条～第10条 (現行どおり)
	第三章 株主総会
	第11条 (招集)
	1 (現行どおり)
	2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条～第13条（条文省略）</p> <p>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第12条～第13条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第14条（電子提供措置等）</p> <p>1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第15条～第33条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第15条～第33条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>1 変更前第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除するものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月24日（木）
定款変更の効力発生日	2022年3月24日（木）

以上